

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第9回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会
2. 開 催 日 時	令和6年1月26日（金） 午後1時30分～午後3時00分
3. 開 催 場 所	松阪市日野町 788 番地 カリヨンプラザ1階会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎志田幸雄、○奥田隆利、○中村文彦、長友薫輝、 渡邊幸香、大田哲、福本詩子、村林ゆとり、久米徹、谷香代子、 横山孝子、青木浩乃、三浦洋子、三宅明、宮川晴行、野呂英子、 松田弘（◎会長 ○副会長） （事務局）廣本知律、松田武己、藤牧郁子、三宅泉穂、大田政雄、 刀根真紀、大川忍、前川肇子、世古章子、北川信助、池田朱美、 上村俊夫
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市健康福祉部 介護保険課 担当：池田、上村 TEL 0598-53-4058 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

1. 開会
2. 協議事項

- (1) 松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）に係るパブリックコメント実施結果、修正案について
- (2) 答申書（案）について

議事録 別紙

## 第9回 松阪市 高齢者保健福祉計画等策定委員会 会議録

日時：令和6年1月26日（金）

午後1時30分～3時

場所：カリヨンプラザ 1階会議室

### 1 開会

事務局：ただいまから、第9回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催いたします。

12月28日の臨時会議を第8回会議と数え、今回の会議を第9回としております。本日もWebとの併用会議といたします。Web参加の委員、よろしくお願いいたします。

委員、委員より欠席のご連絡をいただいております。委員より遅刻のご連絡をいただいております。本日の策定委員会は、委員19名中16名のご出席をいただいておりますことから、松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会規則第6条第2項に規定する定足数を満たしていることをご報告いたします。

同規則第7条により、委員会の会議は公開となっておりますが、今のところ、傍聴希望者の方はございません。

ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長：（あいさつ）

事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

事務局：お手元に事項書の他に、当日資料として、3種類をご用意いたしました。

資料1は「松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画案への意見」です。パブリックコメントの内容を記載しております。

資料2は、皆さまにご協議いただいた計画案が形になったものです。

資料3は答申書です。この会議後、2月の2日に、会長、副会長から松阪市長へ答申を行いますので、その資料となっております。

以上となりますが、資料の不足等があればお願いいたします。

会長：ありがとうございました。

本日は最後の会議になりますので、委員の皆さまお一人お一人からご意見やご感想をお聞きしたいと思います。

## 2 議事

(1) 松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)に係るパブリックコメント実施結果、修正案について

会長：(1) 松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)に係るパブリックコメント実施結果、修正案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：当料1をご覧ください。今回、パブリックコメントとして、1月4日から18日までの間、コメントを募集いたしました。その中でいただいたご意見の抜粋を、資料1に挙げています。お一人の方から、複数のご意見をいただきました。資料1を読ませていただきますので、資料2のページをご覧ください。29ページのアンケート調査結果の「日常生活について不安に感じること」に関していただいたご意見は、「地震など災害時や緊急時での対応についての回答が一番多いので、福祉避難所等の住宅の生活基盤の整備を進めてください」というものでした。37ページをご覧ください。こちらアンケート調査の結果に関して、「在宅生活の継続のために充実が必要な支援サービスのところ」でいただいたご意見で、「日常生活の支えの基本でもある項目が、軽度者と判定された人以外についても、日常生活自立支援サービスでカバーできるように要望します」というものでした。40ページをご覧ください。「ケアマネジャーが量的に不足していると感じるサービス」でいただいたご意見は、「特別養護老人ホームの多床室は経済的理由と思われるので、保険料や利用料の減免制度の創設を希望します」というものでした。54ページをお願いします。「介護保険制度を運営する上で、松阪市が力を入れるべきことはなんでしょうか」という設問に関して、いただいたご意見は「公的介護保険が担うべき社会サービスであり、政府に制度の改善を求めなければなりません、当面の対応として、本計画に具体化されるよう、計画数値でお示してください」というものでした。55ページから57ページをご覧ください。「介護人材の確保、育成」の部分についていただいたご意見は、「人材確保の育成にかかる経費を、紹介事業者へ紹介料を支払うのではなく、処遇の改善に使えるよう、公共職業安定所などを積極活用したしくみの構築を求めます」というものでした。59ページをご覧ください。「地域の状況に応じた健康づくりの支援(計画の到達を踏まえて)」というところについていただいたご意見は、「住民主体の自助と公助の資源では、高齢化による住民組織の衰退傾向は止まりません。さらに、就労人口の減少と相まって、システムのチェンジアップが図られるべきではないでしょうか。具体的な検討を進めてください」というものでした。

64 ページをご覧ください。「移動サービス等」についていただいたご意見は、「公共サービスとして、地域生活圏ごとに高齢パスの普及やオンデマンド型交通システムの導入を検討してください」というものでした。

64 から 67 ページまでをご覧ください。「多様な住まい方の支援」というところについていただいたご意見は、「多種多様な介護施設が整備されています。多くの高齢者世帯は年金収入が頼り。少ない貯蓄を取り崩す経済状況では住まいを選べる状況ではありません。埼玉県和光市のように住宅費補助制度を検討してください」というものでした。

80 から 81 ページをご覧ください。「地域包括ケアシステムの推進体制の強化」については、国連人権条約を参照ということですが、いただいたご意見は、「地域共生社会の実現の鍵となるのは、住民同士の地域の支え合いで、それを支援するのが公助という植木鉢だと記載されています。これを規定する介護保険法第 4 条は、日本国憲法や国際人権条約に対しても、国の責任と国民の義務が逆転しています。社会的共通資本となる様々な社会インフラを整備して、住民に社会サービスとして提供する責任は市場ではなく、国及び県と市町村などの行政です」というものでした。

102 ページをご覧ください。「権利擁護と成年後見制度の利用促進」についていただいたご意見は、「成年後見制度による相談と解決へのしきみは機能していますか。低所得者で支援が必要な人だれもが利用できるよう、制度の広報と必要な予算の確保を期待します」というものでした。

104 ページをご覧ください。「高齢者の虐待防止」のところに関していただいたご意見は、「生活支援体制整備事業では、地域の課題を発見し、資源の開発につなげる過程において、制度インフラをその人に合わせて積極的に活用するしきみが必要です」というものでした。

105、106 ページをご覧ください。「医療、介護、福祉の連携の推進・個人情報保護」のところにていただいたご意見は「自助、共助は限界点に達しています。それぞれの実施事業の有効性を高めるためのコーディネートやマッチングを丁寧に行うために、情報共有システム「すずの輪」や専門職等関係者による実践的経験値を蓄積すること」というものでした。

107 ページをご覧ください。「多様な住まい方の支援」というところでいただいたご意見は、「民間のサービス付き高齢者向け住宅が増えています。高齢者向け住宅は、生活保護世帯以外の低所得、低年金者の選択肢には入りにくく、低家賃で連帯保証人や敷金などの負担のない公的住宅の確保が求められます。周辺の医療、介護などの施設は公共インフラです。これらの充実と利用促進こそ介護保険事業で基盤整備が求められます」というものでした。

108 ページをご覧ください。「高齢者の安全安心対策」のところについていただいたご意見は、「業務継続計画（BCP）の作成や災害時の避難訓練規定はつくっている

が、訓練は何年も実施していない医療機関もあります。災害時に経験者がおらず、混乱の拡大につながりかねません。計画の中にあるように、地域住民と連携した訓練の実施に取り組まれるよう、支援より管理監督、指導が必要ではないでしょうか」というものでした。

114 ページをご覧ください。介護給付の適正化の部分についていただいたご意見は、「基準は同じでも、ケアプランの点検の有効性に疑問を持たざるを得ない保険者もあります。介護保険制度の信頼性を高めるには、高齢者の人権保障と自己決定権の保障、サービスを受ける権利に制限を設けないことです」というものでした。126 ページをご覧ください。第9期介護保険の所得段階別介護保険料の決定の部分についていただいたご意見は、「適正な保険料であるかの判断材料として、介護給付費準備基金保有額を記載してください。保険料の設定及び最新の介護給付費準備基金保有額と取り崩し予定額の記載ができませんか。現在の介護給付費準備基金保有額を取り崩せば、介護保険料をどれだけ引き下げることができるか示してください。また、一般財源を投入して保険料の引き下げをしてください」というものでした。

以上のようなご意見をいただきましたが、中身は介護保険制度そのものへの要望という形でいただいているものもあり、なかなか今回の計画の中で、計画書の内容を変更することで対応できるものは多くありませんでした。その中で、反映できると判断したものが、126 ページのご意見です。介護給付費の準備基金保有額は載っておりませんでしたので、上から4行目と5行目に文章を増やし、「なお、介護保険給付費支払準備基金残高は令和4年度末現在1,212,972千円であり、計画期間中に650,000千円を取り崩します」という文章を入れております。

パブリックコメントの実施結果については以上です。

会長：ありがとうございました。

パブリックコメントが1件あり、お一人の方からの意見書として提出されたものです。通常は5件や10件ほどのご意見があるのですが、1件しかなかったということで、より細かくご説明いただきました。その中で、修正できる部分が1つあったということで、修正案をご提示いただきました。皆さまのご意見をお願いいたします。

委員、ご意見をお聞かせください。

委員：制度の課題などで、解決に向かって考えていけない課題は、このパブリックコメントの内容で入れていただければよいと思います。あるいは、国の政策上の課題も入れていただいているので、今回の松阪市の計画に記載するというわけではなくて、国の政策トップを見ながら、私たちがどのように考えていくべきかを改

めて認識する契機になると思います。

また、パブリックコメントに、「国際人権条約」という言葉が出てきましたが、正確には「国連人権規約」という表現が正しいものです。パブリックコメントなので修正されることはないかもしれませんが、ご参考にしてください。

会長：ありがとうございます。

他の委員の皆さま、ご意見等があればお願いいたします。

では、私から意見を申し上げます。介護保険制度が見切り発車して、もう20年以上経ち、いろいろなところで、この制度そのものの難しさがたくさん出てきております。私たち団塊の世代が今後、多くのサービスを使うようになり、若い人がどんどん減っていく中で、見切り発車して以降ほとんど変わっておらず、この介護保険制度はいつか破綻すると懸念しています。ぜひ、どこかの場所、国会でこの制度を見直していただきたいと思います。サービスを受ける側も、またサービス事業者の方も、いろいろな意味で大変になってきていると思います。

皆さん、いかがでしょうか。

委員：パブリックコメントのご意見をうかがっていると、全体的に、「何もかも政府や公共団体がすればよい」というようなお考えをお持ちのように感じます。本当にそのような考え方でやっていけるのでしょうか。「自分は負担せず、他人が負担すればよい」という考え方につながるように思います。会長のご意見にあるように、日本が社会保障制度で破綻することは目に見えています。ですから、社会保障制度を維持するために、私たちはどのようにしなければいけないのかを、まず頭に置き、制度をつくるなり、改革するなりしなければなりません。

日本は、少し前までは国民生産が世界第2位でした。今はドイツにも中国にも抜かれて4番目です。1人当たりでは、世界の下の方になっています。今後も生産人口は減っていきますので、ますますこの傾向は加速すると思います。社会保障制度やいろいろなサービスに、人手がとられていきます。これでは、日本は破綻するしかありません。世界は、だれも助けてくれません。理想を言及していても始まらないと思いますので、このパブリックコメントのご意見には納得できないと感じます。高齢者や弱いお立場の方を助きたい気持ちはありますが、今、働いている人の社会保険料負担が多過ぎます。私たちが現役のときは3割だったものが、現在は5割で、今後、ますます負担は増えると思います。働いている人はどのようにして生活すればよいのでしょうか。これは長いスパンで考えていかねればいけない課題だと思います。

会長：ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

パブリックコメントのご意見に対しては、反論もある方がおられると思いますが、このようなパブリックコメントがあったということと、一部を修正したということで、ご了承いただけますか。

一同：(異議なし)

会長：ありがとうございました。

では、先に進みます。

## (2) 答申書(案)について

会長：冊子そのものの修正部分の説明をお願いします。

事務局：令和5年12月20日に、松阪市議会環境福祉委員会協議会におきまして、本計画案について協議を行っていただきました。そこで委員からご指摘を受け、修正を考えている点を2点申し上げます。

計画案の80ページをご覧ください。

1点目です。第4章の「計画の基本的な考え方」の2「基本的な考え方 地域包括ケアシステムの推進」の部分です。「今までの計画案でお示ししていた地域包括ケアの推進体制のさらなる強化に努める」という表現だけでは、活動指標が分かりにくい」とのご指摘がありました。これを受け、次に申し上げるような表現に改めようと考えております。上から5行目をご覧ください。「第8期では新たに重層的支援体制づくりへの取組についても協議し、複合化・複雑化した住民の生活に直結する課題にも取り組みました。今後は、各会議体から抽出された高齢・障がい・子ども・生活困窮等の分野を超えた地域課題を共有し、解決に向けた取組で本市の地域特性に応じた地域包括ケアの推進体制のさらなる強化に努めます」とし、第8期での取組内容と今後の取組内容を明記した表現に改めたいと考えております。

2点目です。104ページをご覧ください。第5章「施策・事業の展開」の4「権利擁護」の(2)「高齢者の虐待防止」です。一番下の段に目標が書かれており、前回までお示ししていた計画案では、目標の項目名を「虐待防止ネットワーク会議及び実務者会議実施回数」としておりました。この委員会協議会で、「会議の開催回数は目標指標ではないのではないか」というご指摘を受けましたので、こちらの目標の項目を「高齢者虐待通報・相談件数」に改めたいと考えております。

会長：ありがとうございます。2点の修正案をご説明いただきました。いかがでしょうか。この委員会で決めるわけです。

1点目に関しては、修正案のほうがいねいな表現だと思います。いかがでしょうか。

2点目に関しては、件数に変えたことはわかりやすいと思いますが、目標が件数になることがよいのかどうか、判断が難しいと思います。いかがですか。

委員、ご意見をお願いいたします。

委員：「通報件数が少ないことがよい」という意図を与えたいと思いますが、決してそうではないです。ですから、目標件数の扱いは非常に難しいと思います。

会長：私も同感です。

副会長、いかがですか。

副会長：通報相談件数を目標値にするというより、例えば、虐待の決定した件数ができるだけ少ないほうがよいのだと思います。相談があるということは、それだけ地域の皆さん方の意識が高くなっているということだと思いますが、それ自体の良し悪しを判断することは難しいと思います。毎年、市町村別の相談件数を見ていますが、松阪市は29市町の中で5本の指には必ず入ってきています。ただ、最近、虐待の認定件数自体は減ってきているという感もあります。ここで、相談件数を目標値にするということは、現場の人間としては少し違和感を覚えます。

会長：ありがとうございます。

委員、いかがですか。

委員：私も同様に考えます。目標として数値を出すというよりは、広く相談をお受けしますという姿勢が大切だと思います。数値目標として示すには違和感があります。

会長：ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

委員：相談に来られても、お断りすることもありますので、やはり相談件数を目標にすることはおかしいと思います。ここに目標を入れられないといけないのでしょうか。目標を設定することが無理な場合もあると思います。

会長：ありがとうございます。

委員、いかがですか。

委員：皆さまのご意見と同じように、やはり数値が少ないからよいと捉えかねない部分があると思います。本来、虐待の件数が実際に下がっていればよいのですが、単に通報件数が減っただけで、発見に至ってない件数が増えている場合もあるかもしれません。やはり、相談件数を目標数値とすることは厳しいと思います。

会長：ありがとうございます。

委員、いかがですか。

委員：私も同感です。件数を目標にしてしまうと、「通報しないほうがよい」というような表現に近くなってしまうと思います。ただ、何を目標とすればよいのかわかりません。

会長：ありがとうございました。

事務局、副案等があればお願いいたします。

事務局：ご意見ありがとうございます。

相談件数が減るということは、虐待が起きている回数が少ないのではないかという意味で設定しております。虐待が減ればよいという思いですが、確かに、先ほどからのご意見を伺っておりますと、「相談を受けないことがよい」という誤解を招く危険もあります。

受理件数が少なければ、虐待も減っているという考え方ができるかと思っておりますので、目標は受理件数に改めさせていただきたいと考えています。また、改めてご意見をいただきたいと思っております。

会長：ありがとうございました。

副会長、いかがですか。

副会長：現場からの意見としては、高齢者虐待は、通報を受け付けてからこれぐらいの時間内に対応しなければならないという基準がありません。児童福祉法では、児童虐待に関して24時間以内という基準があります。そのため、受け付けてから実際に対応した時間をできるだけ短くするというのを目標にしてもよいと思います。私どもの立場では、己の首を絞めるような目標ですが、高齢者虐待だけでなく、虐待はすべてリスクマネジメントです。例えば、事故に関するヒヤリハットが減れば

事故が減るかといえば、そうではありません。「ヒヤリハットを表に出すこと自体が問題ない」という意識が大切で、次にどのようにすればよいのかをみんなで考える材料にするということです。そのような意味では、目標を相談件数にすると、問題が非常に大きくなるかもしれません。

会長：ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。もしなければ、事務局と私で調整して取りまとめ、その部分だけを修正させていただきます。

では、先に進みます。答申案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料3の答申書をご覧ください。本日の策定委員会の終了後に、再度内容をまとめて、答申書という形に整え、松阪市長に上げる予定です。

1枚目を読ませていただきます。

答申書「本策定委員会は、令和5年2月20日付で諮問がありました松阪市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関する諮問事項について、介護・医療・保健・福祉などの専門的な立場の委員と市民委員を交えた19名により、幅広い観点から審議を重ねました。令和6年度から令和8年度の第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画案の策定にあたっては、松阪市の高齢者福祉施策の進捗状況や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめとする各種調査の結果を踏まえ、高齢者が抱える課題に対する今後の取り組みについて検討しました。合わせて、本計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えること、また、2040年に高齢者人口がピークを迎えることを見据え、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みについても検討しました。諮問事項については、これまでの審議内容を取りまとめた別紙の答申の基本的事項を踏まえて、別添の計画案としましたので、これらの内容について適切な対応が図られるよう要望し答申とします。」

以上の文面で提出する予定です。

1ページから7ページをご覧ください。「松阪市高齢者保健福祉計画・松阪市介護保険事業計画」答申の基本的事項としては、1番目に、答申に至る経緯についてご説明をいただきます。松阪市では、65歳未満人口が減少している一方で、75歳以上の後期高齢者人口は増加することが見込まれています。そこで、地域包括ケアシステムのさらなる推進体制を強化し、重層的な支援の実施や地域での支え合いの仕組みづくりを進めることが必要だということで、ご説明いただきます。当策定委員会では、「高齢者がいつまでも安心して自分らしく元気に地域で暮らし続けることができるまち」を基本理念として、7つの基本的施策を設定し、具体的な施策の内容を検討していただきました。そちらをご報告いただく形になります。

2ページ目をご覧ください。2番目が「計画の目指す方向性、重点事項」です。ま

ず、「介護サービス基盤の計画的な整備」、「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、最後に「介護人材の確保及び介護現場の効率化の推進」の3つを挙げていただきます。

3ページをご覧ください。3番目に、「基本的施策」ということで、7つの柱を挙げています。(1) 予防「健康づくりと介護予防の推進」、(2) 生活支援「高齢者が地域で暮らす体制づくり」、(3) 認知症「認知症施策の充実」、(4) 権利擁護「権利擁護の推進」、(5) 医療「在宅医療と介護・福祉の連携」、(6) 住まい「安心して暮らせる地域づくり」、(7) 介護「介護を受けながら安心してできる暮らし」です。

以上の施策を関係部局や機関との連携のもとで重点的に展開し、本計画の基本理念の実現に取り組んでいただきますように、松阪市に要望をしていただきます。

会長：ありがとうございます。過去8回に渡り、皆さまにご意見をいただいた内容を、答申書としてまとめていただきました。内容については特に問題ないかと思いますが、ご意見があればお願いいたします。

ないようですので、この答申書をもって、会長、副会長で市長のところへ出向きます。皆さま、本当にありがとうございました。

以上で、議事は終了します。

### 3 その他

会長：約1年間に渡り、皆さまと一緒に検討できたこと大変光栄に思っております。皆様お1人お1人のお考えが反映できたのか心配しておりますが、多くのご意見をいただいたことを感謝しております。

委員の皆さんお1人ずつ、感想やお気づきの点について、ご発言をお願いいたします。

委員：会議に遅れ、申し訳ありませんでした。

この会議に参加させていただき、現在、私が携わっていることにも大変プラスになることも多くありました。知らないことも多く、持ち帰って職員に話をすることもありました。私自身も年齢を重ね、自分の親のことで感じることもありました。前回の会議で机上の資料を読んで感じていたことと、実際に自分が携わって感じることは違い、より深く知りたい、また自分の思いを伝えたいと思い、発言をさせていただきました。ありがとうございました。

委員：私は公民館から参加させていただきました。介護、医療、保険、福祉に直接関わっておりませんので、大変難しい内容だと思いながら、知らないことについて、しっ

かり勉強させていただきました。私どもが関わる場所は介護予防のところあたりだと思えます。公民館には高齢者の方ばかりが集まる傾向にありますので、もっと若い人を集めるよう、上からも言われます。私は、公民館に来る方は、やはり意識して外出しておられるのだと思えます。そのような方に、どんどん出てきていただけるようなことをしていきたいと考えております。

この会議に参加して、本当に多くのことを勉強させていただきました。9割以上が知らなかったことだと思えます。この後は、公民館でも、学んだことを活用できるように努めます。1年間、ありがとうございました。

委員：私は、社会福祉協議会から参加しております。介護事業所は、人材不足や事業所をどのように事業継続していくのかという大きな課題も抱えつつ、質も担保しながら介護サービスを維持するという課題に直面しています。介護保険料を納めていただいている皆さんに、適正なサービスが提供できるというところに、今後も焦点を当てながら、制度が継続できる方法を、事業所の立場として模索していきたいと思えます。実際に、住民の方々のお声や、皆さまのそれぞれのお立場からのご意見を聞かせていただきながら、どのような形が最適なのか考えていきたいと思っております。

私は、松阪市の中でも一番の山間部に住んでおります。高齢者人口の一番高いところで、若い方たちがどんどんいなくなるような地域です。先ほどのパブリックコメントの中にもありましたように、地域で支える人たちがどんどんいなくなる中で、また、サービス事業がどんどん撤退していく中で、高齢者が取り残されていかないうような介護保険事業でありたいと思っております。「サービスの保険料は払っているけれどもサービスは使えない」ということにはならないような、適正な介護保険事業ということです。

本当にありがとうございました。

委員：個人的には介護保険が年金から引かれていくことに、特別な考えをもっていませんでしたが、その介護保険を支えていくために、役所の方、関係機関の方、市民の方、大変多くのお立場の方たちが、これほど一生懸命考えておられることを、会議に参加させていただき知りました。役所の方には頭が下がる思いです。

私は民生委員という立場で参加させていただきましたが、地域の高齢者が地域で元気に暮らせるように、民生委員として支えていききたいと改めて考える機会になりました。

今回、母が入院をしましたが、その入院にあたり、ケアマネジャーが母の状態を見て、いろいろなことを考えていただきました。これも介護保険の1つなのだと思います、いろいろな方のお力を借りて、人は生かされていたのだと感じまし

た。この地域の高齢者が安心して暮らせるように、今後も考えていただきたいと思っています。ありがとうございました。

委員：県職員です。これほど、ご議論が活発になされているとは存じず、恥ずかしく思います。皆さんが努力していただき、立派なものをつくっていただけたと思います。私は人事異動で途中から参加させていただきましたが、ちょうどそのころに新型コロナウイルス感染症が5類に変更になり、ポストコロナについて議論をしていた矢先に、お正月の地震が起きてしまいました。今、保健師が応援に出向いておりますが、月末からは署長も現地に入ります。医療の面から、いろいろなことを考えていくことになると思います。もちろん、高齢者の方へのサービスをどのようにすべきか考えていたところですが、災害医療はどのよう進めればよいのかという議論も、まだ不十分だと思います。市民の皆さんのご意見もいただきながら、前に進んでいくという大きな課題、宿題を頂戴したと感じています。会議では、勉強ばかりさせていただき、前に進める力には全くならなかつたと思いますが、感謝しております。ありがとうございました。

委員：最後にお話をさせていただく機会をいただき、ありがとうございます。私は歯科医師会から参加いたしました。その立場からお話させていただきます。このような計画について皆さまで活発に議論をさせていただき、でき上ったものに沿って、歯科医師会としても、できる限りご協力をさせていただきたいと思っています。皆さまの健康に関するお手伝いができるように、努めてまいりたいと考えております。私個人としましては、歯科医師会の一会員であり、皆さまのような経験値もなく、わかることも少なく、介護保険を使う機会も少なく、診療室の中で働いている生活です。このような会議に参加させていただくことによって、いろいろなことを勉強させていただきました。ご意見を聞かせていただくことで、私自身の生活や家族が介護保険を使って生活させていただいていることが、皆さまのご協力があつて成立しているのだと感じました。私なりにできることを行い、社会に貢献していけるように努めていきたいと思っています。視野が狭くなりがちな専門職として、このような機会を与えていただけたことに感謝いたします。今後ともよろしく願いいたします。

委員：私は看護協会から看護師として、この会議に参加させていただきました。皆さんのご意見をお聞きして、たくさん勉強することができました。基本理念の中に「地域で暮らし続けることができるまち」とありますが、「続けていく」ということはとても大変なことだと思います。看護師として私が病院に戻った際に、どのようなところで還元できるのか、毎回の

会議の中で考えさせていただくことができました。そして、これは私だけではなく、職場に持ち帰って、他の看護師とも考えていかなければならない課題であると思っております。

1年間に9回ということ、長いようで短い会議でありましたが、勉強させていただくことができ、本当にうれしく思います。ありがとうございました。

委員：9回の会議を重ねながら計画を練っていく市町村は、多分少ないと思います。松阪市がこれだけ時間と手間をかけてこの計画を練っていただいているということ、また、その前段階で、当事者である高齢者や介護支援専門員のご意見もすくい上げ、丁寧に分析をしていただいた上で計画の案をご提示いただいたことに感謝しております。

最近、生産年齢人口の減少や働き手の減少が言われており、これは介護職に限らず、社会全体の課題でもあると思います。例えば、スーパーに行き、お金を出せば買い物ができる状態というものは、そこに品出しをしてくださる方や仕入れをしてくださる方、そしてレジを打ってくださる方、農作物を作ってくださる方など、いろいろな方のおかげです。そのように考えると、これからの社会は高齢者であっても元気で、社会を支える一員として存在し、みんなで社会を支えていくという意識が必要だと思えます。

私の職場は地域包括支援センターであり、介護予防に関して、高齢者の方に元気になるっていただくという仕事をしています。その仕事にしっかりと誇りを持って、皆さんと力を合わせて、松阪市でしっかりと働いていきたいと思っております。これからもどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

委員：私は市民委員として、松阪市のボランティア連絡協議会から参加させていただきました。私はたまたま、防災の啓発ボランティアをしておりますが、この会議に参加するにあたり、自分の中で、高齢者、保健福祉というところに、自分も今後向かう立場であるので、どのようなことが話し合われるのか興味がありました。ほとんどのことが初めてで、知らないことが多過ぎて、勉強までも届かない感じでした。介護保険料についても、今回、そのしくみを知ったことで、この保険料でも足りないということがわかりました。だからと言って、私たちがこれ以上支払うことも負担ですので、高齢化社会でのしくみは本当に難しいということを感じました。

また、福祉避難所に関しては、市としては目標が数になってしまうのですが、現実的には数だけではないということ、いろいろな施設から聞いています。もう少し密になっていくとよいという希望を抱いています。今回の地震でも、障がい者や高齢者のことが大きな課題になっています。このような専門家の方々がつながる場があるということが、非常時に重要になると思います。平時のつながりを大事にする

ことで、災害時の動きも早くなると思いますので、このような機会に感謝しております。今後も、このつながりを皆さんの中で続けていただけるとよいと思いました。どうもありがとうございました。

委員：介護保険料の値上げについて、新聞にかなり厳しい意見が公表されましたが、行政として介護予防にかなり力を入れてPRをしていただいている中で、アンケートの結果を見ると、「介護予防の行事に参加したくない」という方が半数近くいるということです。また、包括支援センターができて、もう20年も経つのにまったく知らないという方が30%もいるということです。そのような方に届くように、もう少し方向を変えてPRをしていただきたいと思います。

委員：私は、海外人材に関する仕事をしており、お客様から、このような機会を教えてくださいました。自分の中では、まだ介護ということが頭の中にしっかりと入っていませんでしたので、勉強したいと思い、参加させていただきました。

私は、仕事柄、カンボジアやインド等、いろいろな国に行きました。日本と比較をすると、その差は圧倒的で、東南アジアには若い子が多く、活気に満ち溢れています。日本では、このような介護のしくみや制度を決めるときには、大変細かく、的確に決めていくように思いますが、このように詳しい会議を何度も実施しているということは知りませんでした。改めて、大変勉強になりました。介護施設からご相談をいただいたときに、なぜ賃金を上げられないのかという疑問を感じておりましたが、このような理由で資金不足ということがあるのだとわかりました。

私も、自分の母が施設に入ったとき、仕事のために自分で介護することができなかつたと悩みました。そのような意味では、この介護保険というものは、さまざまな方の役に立っているということを痛感しています。

このような会議に参加させていただき、皆さんと議論させていただけたことは大変よい経験と知識になりました。ありがとうございました。

委員：何の知識もありませんでしたが、「介護予防いきいきサポートをしているので、参加していただけますか」というお話があり、参加させていただきました。何度も会議を重ねて、1つずつ考えていくという経験をさせていただき、介護とは大変だということが非常によくわかりました。これからは、高齢者が増えて、私たちが年を取っても、施設には入れないだろうと思っています。そうであれば、ピンピンコロリをめざそうという気持ちでおります。ただ、病気になってしまえば、医療のお世話にならなくてははいけませんし、そのためにも、介護保険が大事だと強く思いました。自分がサポーターをして、「知らない人がいっぱいいる」ということがよく

わかりましたので、皆さんに制度について、改めて周知したいと思います。ありがとうございました。

委員：私は高齢者です。若い人には言えないけれど、高齢者だから言えることがあるという思いで参加させていただきました。この委員会が始まった頃、市川猿之助の事件がありました。あの時、段四郎夫婦は大変幸せな方だったと思いました。精神的には苦勞されていましたが、人生の一番よい時期だったのだと思います。そのように考えると、「幸せとはなんだろう」と思います。私は、その後、「檜山節考」という小説を読みました。その中で、今、皆さんが苦しんでいるのは、実は自分たちの生命が伸びてしまったために、苦しいことが起こっているからだだと思います。よいこともありました。都合のわるいことも出てきたということです。檜山とは姨捨山で、70歳になったら、その村の人はみんな、息子に背負われて山に入ることでした。昔の寒村でそのような風習があり、それを小説にしたものです。考えてみると、「もう死にたい」と思っている、死に切れない人は大勢おられます。実は、本当は死にたくないと思っているものです。ピンピンコロリとなればよいのですが、できる限り元気で終末期を迎えるためには、どのようにしたらよいのかを考える必要があります。頭がぼけないように頭を使うこと、からだがなまらぬように動くことは大切です。動物は動けなくなったら死ぬのですが、人間だけは動けなくなっても生きています。最後まで動いてほしいし、頭を使ってほしいと思います。そのような意識をすることで、若い人に少しでも迷惑をかけずに済むのではないかと思います。

なかなか発言できなかったことを申し上げました。老人福祉の考え方について、根本的に考え直していただきたいと思いました。ありがとうございました。

委員：この計画は2つの計画づくりに関わっているということが、改めて重要だと思います。介護保険は介護保険料もありますので、クローズアップされがちですが、ケアを必要とするご本人やご家族の介護保障ということを考えれば、介護保障に対応できる介護保険というものは、介護保障のごく一部に過ぎないと思います。ですから、介護保険だけでなく、それ以外の、例えば、地域づくりでいかにケアを必要とする人を支えていくかというようなことや、それに関連する取り組みをより高めていく必要があると思います。

また、地域包括ケア推進会議にも、少しだけ関わっておりますが、その責任も重いと感じています。

地域包括ケアづくり、新体制づくりについては、松阪市では、多くの専門職の方が丁寧に、長く関わっていただけており、また、事務局や市の職員も同様に、大変丁寧に関わっていただいています。ただ、皆さん方が控えめだということが、最大の

特徴で、あまりアピールされません。そのために、なかなか知られてないという懸念もありますので、私が代表して、皆さん方のご健闘を伝えたいと思います。専門職や自治体の職員の方々が働き続けることができるようにしていくことが、実は、市民の皆さんが住み続けることができるということにつながっていくのだと思います。そのような視点も高めていきたいと思います。発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。これからもよろしくお願ひします。

副会長：1年間、ありがとうございました。一言一句、責任を持って発言しなければいけないと強く感じた1年間でした。

パブリックコメントのご意見にもありました福祉避難所に関しては、今回の地震では2割程度、前回の熊本地震では半分ほどしか機能しなかったということです。私は施設や事業所の代表として、この会議に参加しておりますが、本当に福祉避難所が運営できるのか、課題が解決できるのか、責任を感じております。事業所の対策委員会でも考えてはいるのですが、大変難しい課題だと感じております。1日、2日、3日程度であればなんとかなるのですが、その後、特に1週間後にはどのようにしたらよいのかということです。具体的な対応策がなかなか見えてきません。ただ、先日も少し机上貴重訓練をして、現在私どもが挙げているBCPに関しては全く役に立たないということがわかりました。今の段階でわかっただけでもよかったと思っております。

今回の事業計画の基本政策の中の3つ目にも入れていただいている「日常施策の充実」については、1月1日に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。まさしく「認知症の方がご自分らしく、そして地域で生き生きと生活されておれば、みんなが幸せに暮らせるのではないか」ということを言っている法律です。ぜひ、その一環を担うことができればよいと考えております。ありがとうございました。

副会長：この1年間、皆さんといろいろなお話をさせていただき、また、松阪市のお考えも聞かせていただきました。今までも松阪市や他の団体の方とご一緒させていただく機会はありましたが、策定委員会等は初めてで、多くのことを勉強させていただきました。

まず、現行のしくみ、実際の松阪市の取り組み、各団体の委員の方々がそれに伴ってどうのように活動されているのか、学ばせていただきました。薬剤師会からは、このような計画の中で、薬剤師には何ができるのかということも思いました。今後もこのような機会があれば、ぜひご一緒させていただきたいと思います。次の計画策定に関わらせていただきましたが、今後は、この計画に基づき、いろい

ろな方が実現に向けて努力をされる段階に入るのだと思います。策定に関わった以上、やはり気になりますので、今後も引き続き、松阪市の計画実現に向けて、私たちも意識していけるとよいと思います。

最後に、私個人として、委員の皆さま方の活動についてお聞かせいただき、感謝しています。今後も、より身近な近所の方々等にお話をさせていただく機会があると思いますので、会議で知った内容や、対応策等をお伝えできるとよいと考えております。地域の方々のためにできることを工夫していきたいと考えております。今後もしよろしく願いいたします。

委員長、お疲れ様でございました。協力、連携をさせていただき、ありがとうございました。

会長：皆さま、ありがとうございました。

本日の議事の総括をさせていただきます。本日は、第10次高齢者保健福祉計画と第9期介護保険事業計画案、そして答申書案についてご承認をいただきました。よろしく願いいたします。

では、事務局より、あいさつをお願いいたします。

事務局：(あいさつ)

会長：今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：本日も審議いただきました答申書については、2月2日金曜日に、策定委員会の会長、副会長より、松阪市長へ答申をいただきます。その後、2月6日火曜日に、介護保険条例改正の議案を議会運営委員会に提出いたします。2月14日水曜日には、介護保険条例改正の議案を上程し、議会協議会において3月21日木曜日に議決の予定です。

連絡事項として、最初の頃に見ていただいたアンケート結果の分析報告書と、今回の計画書の本の形になったものを、3月の末に、皆さまに発送する予定です。

皆さまの委員としての任期については、令和6年3月31日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

会長：ありがとうございました。

第1期から、20年間ほど関わらせていただきました。長い間、ありがとうございました。

#### 4 閉会

会長：以上で、第9回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を閉会いたします。